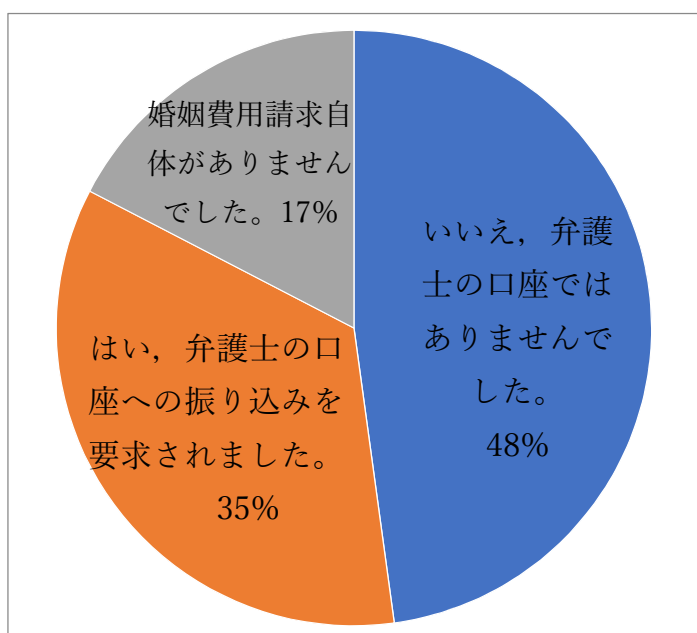


弁護士関与により子どもを連れ去られた親へのヒアリング調査

子どもの連れ去りという親同士が2度と顔を会わせられない状況を仕掛けながら、婚姻費用を請求した弁護士についての調査結果

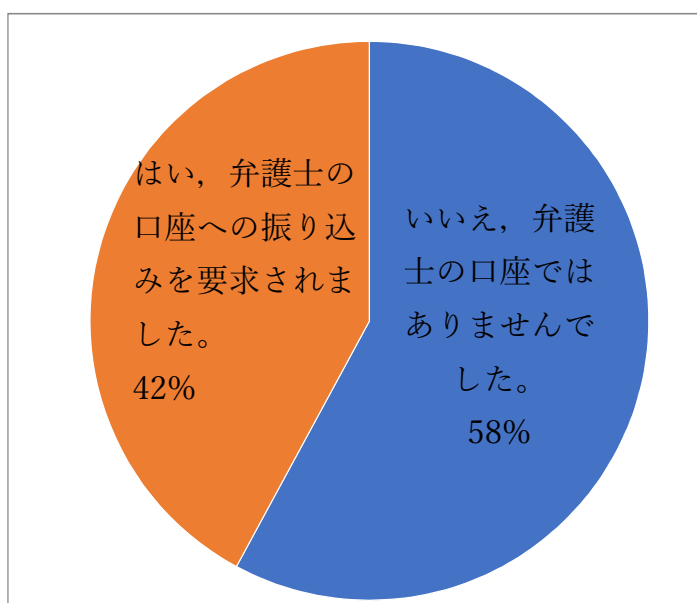
子の連れ去り被害アンケート回答者の50名の内23名から上記該当の設問の回答を得られた。

【質問】 子どもの連れ去りに関与した弁護士は、婚姻費用の請求をし、自分達の口座への振り込みを要求しましたか？



n=23

- 弁護士の関与により子どもを連れ去られた親の内83%が婚姻費用の請求を受けた。
- 弁護士の関与による子どもの連れ去りの内35%が弁護士口座への振り込みを要求された。



(婚姻費用請求があったと回答された方みの回答内訳)

n=19

- 弁護士の関与による子どもの連れ去りに伴う婚姻費用請求の内42%が、連れ去りに関与した弁護士の口座への振り込みを要求された。

調査期間：2016.2.26~2019.2.20

(合同会社小島事務所調べ)

調査方法：インターネット調査

*回答に連絡先を義務付け、重複回答は出来ないようにし、責任ある回答を促した。

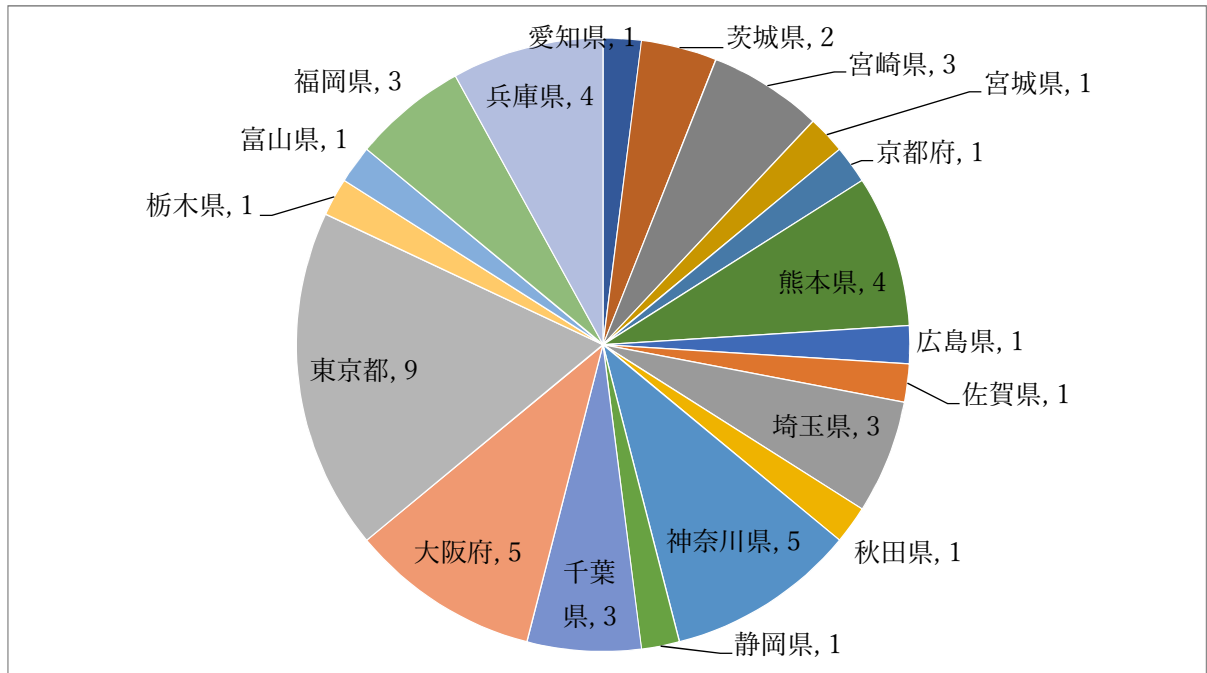
調査対象：弁護士の関与による子の連れ去りに遭った被害親

*避難理由無く、協議合意無く、事前告知無が無かった方に限定した。

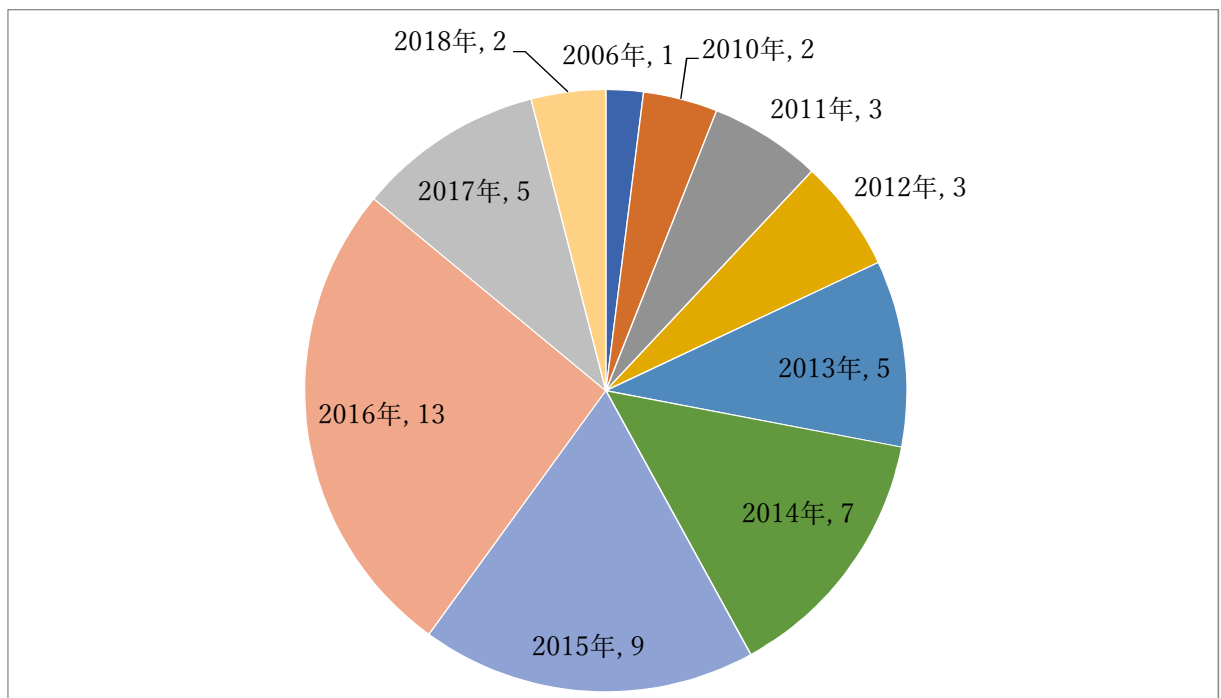
主な調査項目：弁護士名、弁護士事務所名

*左記調査項目の回答結果は非公開

回答者属性：地域別 n = 50



回答者属性：連れ去り発生年度別 n = 50



回答者属性：地域別年代別 n=50

